

令和4年度  
十和田八幡平国立公園等の体験学習旅行  
誘客促進事業（香港）

企画提案審査要領

北東北三県観光立県推進協議会

この要領は、北東北三県観光立県推進協議会が主体となつて行う「十和田八幡平国立公園等の体験学習旅行誘客促進事業（香港）」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者を選定するために行う企画コンペの提案審査について必要な事項を定めるものである。

## 1 審査機関

- (1) 本業務に係る企画提案の審査は、企画提案審査委員会（以下「委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 委員会は、企画コンペ参加者（以下「参加者」という。）から提出された企画提案書等について、別途定める審査基準に基づき、審査を行うものとする。

## 2 審査項目及び配点

審査項目は次のとおりとする。

審査項目	
(1) 実施方針	【10点】
本事業の背景、目的及び業務内容を理解しているか。また、意欲的な提案となっているか。	
(2) スケジュール	【10点】
業務を円滑に実施できる計画であるか。また、進行管理体制は適切か。	
(3) 実施能力	【30点】
青森県、岩手県及び秋田県との連絡調整や打合せ、事業関係者との継続的な連絡調整等に適切に対応できるか。	
(4) 企画提案	【30点】
仕様書において示している内容を十分に踏まえた提案となっているか。	
(5) 業務実績・業務実施体制	【10点】
本業務と類似の業務の受注実績があるか。また特筆すべき業務成果はあるか。業務を実施するうえで十分な体制であるか。	
(6) 見積	【10点】
業務経費は適正であるか。	

※採点基準は後述のとおり。

## 3 審査方法

- (1) 審査は、参加者から提出された企画提案書に基づいて、「審査項目及び配点」に基づき行う。審査委員は、企画提案書等に基づき、審査項目ごとに評価・採点を行い、審査委員ごとに合計点の上位3者まで順位点（1位－5点、2位－3点、3位－1点）を付するものとする。  
なお、応募者が1者のみであった場合においても審査を実施し、審査員の評価点の合計が中位点の合計以上を獲得していることを最低条件とし、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価する。

- (2) 各審査委員が付した順位点を合計し、順位点の総得点により順位を付すものとし、第1の者を委託予定者として選定する。

なお、総得点が同点の場合には、高い順位の票を多く得たものを上位者とし、高い順位の票が同数の場合には、審査委員において合議のうえ順位を決定するものとする。

#### 4 委託候補者の決定

- (1) 北東北三県観光立県推進協議会は、審査委員の審査結果に基づき、第1順位の委託候補者を決定する。

委託候補者との契約締結に当たっては、企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、委託候補者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行ったうえで、双方の合意のうえ随意契約を締結する。

- (2) 審査結果は、委託候補者が決定したのち、速やかに各参加者に対して書面により通知する。  
(3) 第1順位の委託候補者と契約締結に至らなかった場合には、次点の者と契約の交渉を行う。

##### 【採点基準】

	10点の項目	30点の項目
非常に優れている	10	30
優れている	8	24
問題はない（中位点）	6	18
やや問題がある（一部修正が必要）	4	12
問題がある（大幅な修正が必要）	2	6
採用できない	0	0